令和2年8月5日

制定

(趣旨)

- 第1条 この規程は、学校法人札幌大学就業規則(以下「就業規則」という。)第26条の2第2号の規定により、学校法人札幌大学(以下「法人」という。)におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置(以下「ハラスメントの防止等」という。)に関し、必要な事項を定めることにより、法人で働く者(以下「役職員」という。)の教育、研究若しくは就労等における環境の維持、向上を図ることを目的とする。(定義)
- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) セクシャル・ハラスメント 役職員が性的な言動によって、他の者に不快感や精神的・身体 的苦痛若しくは困惑を与える又は働く環境を悪化させることをいう。
 - (2) パワー・ハラスメント 役職員が職務上の地位や権限若しくは人間関係など職場での優位性 を背景により行う働く上での不適切な言動によって、他の者に精神的・身体的苦痛を与える若し くは働く環境を悪化させることをいう。
 - (3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 役職員が、妊娠、出産や育児休業、介護 休暇等の各種制度の利用等に関する言動により、他の者の働く環境を悪化させることをいう。
 - (4) ハラスメント 前3号に掲げる言動及びこれに準ずる言動の他、役職員が職場において他の 者の人格や尊厳を傷つける、精神的・身体的苦痛を与える又は働く環境を悪化させるあらゆる言 動をいう。
 - (5) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため役職員が職場及び職場外において、働く環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して役職員が働く上での不利益を受けることをいう。

(指針)

第3条 理事長は、本規程の適正な運用が図られるよう、別に指針を策定する。

(法人の青務)

- 第4条 法人は、役職員に対し、この規程の周知を図らなければならない。
- 2 法人は、ハラスメントの防止等のため、役職員に対し、パンフレットの配布、ポスターの掲示等により啓発活動を行うよう努めるものとする。
- 3 法人は、ハラスメントの防止等を図るため、役職員に対し、必要な研修を実施しなければならない。

(役職員の責務)

- 第5条 役職員は、ハラスメントをなくすために互いの人格を尊重し、対等なパートナーとしての意識のもとに職務を遂行しなければならない。
- 2 役職員は、第12条に定める調査委員会の調査に協力しなければならない。

(管理監督者の責務)

第6条 管理監督の地位にある者は、ハラスメントの防止等に努めるとともに、職員の注意を喚起し、 ハラスメントに関する認識を深めさせるよう努めなければならない。 (ハラスメント相談への対応)

- 第7条 役職員のハラスメントに関する苦情の申し出及び相談(以下「ハラスメント相談」という。) に対応するため、苦情相談員(以下「相談員」という。)を置く。
- 2 相談員は、理事長が任命する。
- 3 理事長は、相談員を任命したときは速やかに法人内に周知するものとする。

(相談員の責務)

- 第8条 相談員は、ハラスメント相談に係る問題の事実関係の確認及び当該ハラスメント相談に係る 当事者(以下「当事者」という。)に対する指導・助言等により、当該問題を適切かつ迅速に解決 するよう努めなければならない。なお、この対応を行うにあたっては、総務部人事課長に報告し、 必要に応じ協議の上で実施する。
- 2 ハラスメント相談には原則として、複数の相談員で対応するとともに、苦情相談を申し出た者(以下「申出者」という。)の希望する性の相談員が同席することを基本とする。
- 3 前項において、相談員が必要と認めるときは、他の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。ただし、この場合において、申出者の意思を十分尊重しなければならない。
- 4 相談員は、ハラスメント相談に適切に対応するため、相互に連携し、協力するものとする。
- 5 相談員は、必要に応じ、専門家の意見を求めることができる。
- 6 前項に掲げるほか、相談員に関する必要な事項は、別に定める。
- 7 相談員が「当事者」となった場合は、速やかに別に新たな相談員を選出しなければならない。 (理事長への報告)
- 第9条 総務部人事課長は、必要に応じ理事長にその概要を報告するものとする。

(苦情相談の申し出)

第10条 相談員に対するハラスメント相談の申し出は、当該ハラスメントに関する役職員が直接苦情相談を申し出るほか、第三者である役職員または法人外の者を経由して申し出ることができる。

(苦情相談の方法)

第11条 ハラスメント相談は面談によるもののほか、手紙又は電子メール等いかなる方法によっても 受け付けるものとする。

(調査委員会)

- 第12条 理事長は、苦情相談員の要請に基づき、ハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。
- 2 調査委員会は、ハラスメントに関する事実関係の調査(以下「事実関係の調査」という。)を行う。
- 3 事実関係の調査は、迅速かつ公正に行い、その経過及び結果を取りまとめ理事長に報告するものとする。
- 4 調査委員会は、当事者から事情を聴くことができるほか、事実関係の調査に必要と認められる者から説明や意見を聴くことができる。
- 5 前項に掲げるほか、調査委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(調査結果による措置)

第13条 理事長は、調査委員会の調査の結果を受け、その内容が法人の定める就業規則に規定する懲戒処分の事由に該当すると認められた場合、当該者への指導又は処分等について、関連する規程に照らして適正に対処するとともに、就労上の環境改善を行うなど必要な措置を講ずるものとする。(プライバシーの保護)

第14条 相談員及び調査委員会の委員並びに苦情相談に係る処理又は事実関係の調査に関与した者は、当事者のプライバシーや名誉、その他の個人の権利利益を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしたり、私事に利用してはならない。

(不利益取扱いの禁止)

- 第15条 役職員は、ハラスメントに関する相談や申し出を妨げてはならない。
- 2 役職員は、ハラスメント相談の申出者、ハラスメントに係る調査への協力をした者及びその他ハラスメントに関し正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 役職員は、ハラスメントの相談、調査等に際して虚偽を行い、正当者に不利益を与えてはならない。

(所管)

第16条 この規程に関する事務の所管は、総務部人事課とする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等について必要な事項は、理事長が定める。

(規程改廃)

第18条 この規程の改廃は、常勤理事会の議をふまえて理事長が行う。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年8月5日から施行する。
 - (学校法人札幌大学セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程の廃止)
- 2 この規程の施行に伴い、学校法人札幌大学セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程は廃止する。